

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金に関するQ & A

○共通事項

項目		回答
1	交付決定後に申請した補助対象設備以外の備品を購入は可能か	交付決定を行った内容で購入することが原則です。 変更がある場合は変更申請等の手続きが必要となる場合があるため、事前に電子メールにてお問い合わせください。
2	補助金の支払い及び返還について	交付決定後、概算払で補助金を支払いますが、事業完了後に提出いただく実績報告を基に補助金額が確定します。 概算払で支払われた額が実績額を超過している場合は超過分について返還が必要となります。
3	リースの場合は補助対象となるのか	対象経費欄に「使用料及び賃借料」が含まれる事業はリースの場合も補助対象となります。
4	工事費、光熱水費は補助対象となるのか	設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれるため、補助対象となります。 ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
5	交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるか	交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、担保に供し又は廃棄する場合は知事の承認が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、承認を受けずに廃棄することが可能な場合もありますので、事前に御相談してください。 なお、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応を御検討してください。 また、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返還していただくこととなります。
6	お問い合わせについて	お問い合わせは電子メールにてお願いいたします。 (☒kkenkofu-saigai@pref.aomori.lg.jp) 電子メールの表題は「【病院名(消防機関名)】R5年設備等整備事業費補助金」とし、電子メール本文に補助金申請の担当者の所属、氏名、電子メールアドレス、電話番号(直通が望ましい)を記載してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業

項目		回答
1	補助対象経費及び補助対象期間について(個人防護具以外)	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(HEPAフィルター付き空気清浄機及びHEPAフィルター付きパーテーションについては、令和5年5月8日から令和6年3月31日まで)の期間内に購入(発注又は契約)し、かつ納入された補助対象設備であることが必要です。 ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、次の費用以外は補助対象外です。 ・病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備 ・簡易病室の設置終了に伴って生じる修繕費及び原状回復費用

2	補助対象経費及び補助対象期間について (個人防護具)	<p>個人防護具については、令和5年10月1日以降に発注・納品され、補助対象期間中に使用するものが補助対象となります。</p> <p>補助対象期間は県内の新型コロナウイルス感染症の入院患者が一定数に達したときとしており、補助対象期間に入った場合は県のホームページ等でお知らせする予定です。</p> <p>補助対象期間中に使用する個人防護具が補助対象となるため、適正な額の補助金の交付を受けられるよう、少なくとも補助対象期間中は適切な個人防護具の受け払い記録の管理をお願いします。</p> <p>県のホームページに個人防護具の受払簿の様式を掲載しましたので、補助金の交付を受ける場合は、記載例を参考にあらかじめ受払簿を作成しておき、申請書等に添付してください。</p>
3	簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのか	<p>新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行うために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。</p>
4	移動式の検査車両は簡易診療室に含まれるのか	<p>簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う病室をいうので、この趣旨に合致すれば検査車両も簡易病室に含まれます。</p> <p>緊急的、一時的に整備が必要となることが想定されるため、設備の購入ではなく、リースでの対応を検討してください。</p>
5	消防機関が使用する個人防護具について	<p>個人防護具については、令和5年10月1日以降に発注・納品され、補助対象期間中に使用するものが補助対象となります。</p> <p>補助対象期間は県内の新型コロナウイルス感染症の入院患者が一定数に達したときとしており、補助対象期間に入った場合は県のホームページ等でお知らせする予定です。</p> <p>補助対象期間中に使用する個人防護具が補助対象となるため、適正な額の補助金の交付を受けられるよう、少なくとも補助対象期間中は適切な個人防護具の受け払い記録の管理をお願いします。</p> <p>県のホームページに個人防護具の受払簿の様式を掲載しましたので、補助金の交付を受ける場合は、記載例を参考にあらかじめ受払簿を作成しておき、申請書等に添付してください。</p>

(2) 外来対応医療機関設備整備事業

項目		回答
1	補助対象経費及び補助対象期間について (個人防護具以外)	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に購入(発注又は契約)し、かつ納入された補助対象設備であることが必要です。</p> <p>ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、簡易診療室の設置終了に伴って生じる修繕費及び原状回復費用以外は補助対象外です。</p>
2	補助対象経費及び補助対象期間について (個人防護具)	<p>個人防護具については、令和5年10月1日以降に発注・納品され、補助対象期間中に使用するものが補助対象となります。</p> <p>補助対象期間は県内の新型コロナウイルス感染症の入院患者が一定数に達したときとしており、補助対象期間に入った場合は県のホームページ等でお知らせする予定です。</p> <p>補助対象期間中に使用する個人防護具が補助対象となるため、適正な額の補助金の交付を受けられるよう、少なくとも補助対象期間中は適切な個人防護具の受け払い記録の管理をお願いします。</p> <p>県のホームページに個人防護具の受払簿の様式を掲載しましたので、補助金の交付を受ける場合は、記載例を参考にあらかじめ受払簿を作成しておき、申請書等に添付してください。</p>
3	簡易診療室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのか	<p>新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行うために必要であって、簡易診療室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。</p>

4	移動式の検査車両は簡易診療室に含まれるのか	簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う病室をいうので、この趣旨に合致すれば検査車両も簡易診療室に含まれます。 緊急的、一時的に整備が必要となることが想定されるため、設備の購入ではなく、リースでの対応を検討してください。
---	-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

項目	回答	
1	補助対象経費及び補助対象期間について	令和5年4月1日から令和5年5月7日までの期間内に購入（発注又は契約）し、かつ納入された補助対象設備であることが必要です。
2	「多言語の看板や電子掲示板等」は、どのような設備が交付対象となるのか	院内の患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するコンピューター等の周辺設備や設置経費などが対象となります。

(4) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

項目	回答	
1	補助対象経費及び補助対象期間について	令和5年4月1日から令和5年5月7日までの期間内に購入（発注又は契約）し、かつ納入された補助対象設備であることが必要です。

(5) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

項目	回答	
1	補助対象経費及び補助対象期間について（個人防護具以外）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に購入（発注又は契約）し、かつ納入された補助対象設備であることが必要です。 ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、簡易診療室の設置終了に伴って生じる修繕費及び原状回復費用以外は補助対象外です。
2	補助対象経費及び補助対象期間について（個人防護具）	個人防護具については、令和5年10月1日以降に発注・納品され、補助対象期間中に使用するものが補助対象となります。 補助対象期間は県内の新型コロナウイルス感染症の入院患者が一定数に達したときとしており、補助対象期間に入った場合は県のホームページ等でお知らせする予定です。 補助対象期間中に使用する個人防護具が補助対象となるため、適正な額の補助金の交付を受けられるよう、少なくとも補助対象期間中は適切な個人防護具の受け払い記録の管理をお願いします。 県のホームページに個人防護具の受払簿の様式を掲載しましたので、補助金の交付を受ける場合は、記載例を参考にあらかじめ受払簿を作成しておき、申請書等に添付してください。
3	消毒経費について	令和5年10月1日以降、消毒経費は補助対象外となりました。
4	感染症指定医療機関については本事業の対象外となるのか	感染症指定医療機関であっても補助対象となる医療機関の要件を満たすのであれば本事業の対象となります。

(6) 感染症検査機関等設備整備事業

項目	回答	
1	補助対象経費及び補助対象期間について	令和5年4月1日から令和5年5月7日までの期間内に購入（発注又は契約）し、かつ納入された補助対象設備であることが必要です。
2	検査機器に付帯する備品は補助対象になるのか	検査に必要不可欠であり、検査機器と一体的に利用する備品（安全キャビネット等）は補助対象となります。ただし、付帯する設備のみを申請することはできません。

(7) 外来対応医療機関確保事業

項目		回答
1	補助対象経費及び補助対象期間について	令和5年3月10日から令和6年3月31日までの期間内に購入（発注又は契約）し、かつ納入された補助対象設備であることが必要です。
2	補助事業の対象医療機関について	令和5年3月10日以降に外来対応医療機関として県の指定を受け、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関として対応する必要があります。
3	医療機器の範囲について	新型コロナウイルス感染症患者の診療に必要なものについて対象になります。